

第 39 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 30 年 11 月 12 日（月）午前 9 時 30 分～午前 11 時 55 分

2 場所 市役所本庁舎 4 階市民局 第 4～6 会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、松本委員、角松委員、濱田委員、矢倉委員

(2) 大阪市職員

田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（2 件）の調査審議

(2) 新規申出案件（1 件）の調査審議（概要聴取）

(3) ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

5 議事

非公開で行った。

議題（1）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（2 件）の調査審議

○継続案件のうち 2 件について、調査審議を行った。

○案件番号「平 2 8－7」及び「平 2 8－8」については、諮問の内容が適当である旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

○案件番号「平 2 8－7」及び「平 2 8－8」にかかる公表の内容について、次の点について、公表内容そのものの変更ではないものの、市民へのより適切な情報提供の観点から、文言の加除を行うよう意見を述べた。

- ・コメントにより表現の趣旨や内容が顕在化ないし増幅されてヘイトスピーチに該当するとしている文章を「本件不適切文章」という略称で表記する一方で、本件各表現活動に係る表現の内容の概要を公表する趣旨の付記部分において「ヘイトスピーチに該当する不適切なもの」と記載している点については、「不適切」の意味理解に係る市民の誤解を招くおそれがあるため、付記部分中「ヘイトスピーチに該当する不適切なもの」とあるのを「ヘイトスピーチに該当するもの」とするのが適当である。

- ・表現活動を行ったもの及びその氏名又は名称が判明しない理由を明確にするため、「判明していないので」とあるのを「本件まとめサイトの管理人の所在が判明しないので」とするのが適当である。

議題（2）新規申出案件（1 件）の調査審議（概要聴取）

○新規案件 1 件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

議題（3）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

○継続案件のうち1件について、調査審議を行い、次回以降引き続き審議することとした。

以上